

「強い農業づくり交付金の配分基準について」に準じた算定基準

類別のメニューから2つを選択する。

稲

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
稲 1	小売店や個人消費者等への直接販売又は中食・外食用向けの原料用米の契約栽培の扱い量増加
稲 2	10a 当たり物財費を削減。
稲 3	10a 当たり労働時間を削減。
稲 4	米の①食味値、②アミロース値、③タンパク値、④その他のうち2項目以上が前年産より改善
稲 5	販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合増加。
稲 6	1等比率の改善。又は下位等級指数の削減。
稲 7	高温耐性品種（風さやか）の作付割合を向上。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
稲 1	<p>小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10.0%以上。</p> <p>40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>32.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>25.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>17.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・・・・・・・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・・・・・・・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・・・・・1ポイント <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別5の現況値を選択することはできない。</p>
稲 2	<p>10a 当たり物財費を1%以上削減。</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p>	<p>現状の10a 当たり物財費について</p> <p>県平均値より15%以上下回る場合・・・5ポイント</p> <p>県平均値より10%以上下回る場合・・・4ポイント</p> <p>県平均値より5%以上下回る場合・・・3ポイント</p>

	<p>2%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	
稲3	<p>10 a 当たり労働時間を10%以上削減。</p> <p>26%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>現状の10 a 当たり労働時間について</p> <p>県平均値より30%以上下回る場合・・・ 5ポイント</p> <p>県平均値より20%以上下回る場合・・・ 4ポイント</p> <p>県平均値より10%以上下回る場合・・・ 3ポイント</p>
稲4	<p>品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（%）③タンパク値（%）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、前年産（又は前5中3）より改善されているとともに、タンパク値（%）について分析結果が0.1ポイント以上低下。</p> <p>0.8ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>0.6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>0.4ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>0.2ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>0.1ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>(a) 区分集荷 (b) 区分販売 (c) 農家への精算 (d) 施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち</p> <p>4つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>3つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>2つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>1つの項目に反映する場合・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>品質分析（米のタンパク値（%））の結果が、前年産（又は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。</p> <p>0.8ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>0.6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>0.4ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>0.2ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>0.1ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
稲5	<p>事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を県から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。60%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
稲6	<p>事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善。</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>8ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>7ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は</p>	<p>事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が40%以上。</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>70%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <p>産地単位の取組として、高温障害対策について</p>

	<p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。</p> <p>事業実施年度の前7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌や適正施肥等の営農技術』を県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・・・・・・・・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌や適正施肥等の営農技術』を県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別の稲7の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
稲7	<p>事業実施地区における高温耐性品種（風さやか）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>事業実施地区における高温耐性品種（風さやか）の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>

新規需要米

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
新規米 1	水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が増加。
新規米 2	新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向け多収性専用品種の作付面積の割合増加。
新規米 3	新規需要米の10 a 当たり物財費が直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。
新規米 4	新規需要米の10 a 当たり労働時間が直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。
新規米 5	新規需要米の60kg当たり物財費が直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。
新規米 6	地場製粉等の加工により新規需要米の販売単価が増加。
新規米 7	新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平年単収に対して105%以上。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
新規米 1	事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント。 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
新規米 2	事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項目に新たに取り組む場合 (a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合・・・・5ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合・3ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合・1ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別新規米7の成果目標を選択することはできない。	現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
新規米 3	新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント	現状の水稲について 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を8%以上下回る場合

	<p>90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>92.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>95%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別新規米5の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>10a当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>
新規米 4	<p>新規需要米の10a当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。</p> <p>65%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>70%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>75%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>80%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>85%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>現状の水稲について</p> <p>10a当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>10a当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>
新規米 5	<p>新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。</p> <p>85%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>87.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>92.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>95%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別新規米3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>現状の水稲について</p> <p>60kg当たり物財費が県平均値を10%以上下回る場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>60kg当たり物財費が県平均値を5%以上下回る場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>
新規米 6	<p>地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当たりに換算）が50%以上増加。</p> <p>150%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について</p> <p>前年から増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>取組開始年から増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>
新規米 7	<p>新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平均単収に対して105%以上。</p> <p>125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>115%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別新規米2の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>現状の事業実施地区における新規需要米の生産が米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種によって行われている割合が20%以上。</p> <p>100%・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>

麦

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
麦 1	民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積の割合が増加。
麦 2	麦の作付面積に占める裏作麦の作付面積の割合が増加。
麦 3	10 a 当たり物財費を削減。
麦 4	10 a 当たり労働時間を削減。
麦 5	国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、総合評価の合計点が増加。
麦 6	現状の小麦作付面積に対する県育成品種（ハナマンテン、ゆめかおり、ゆめきらり）の作付面積の増加面積の割合が9%以上。
麦 7	単収を3%以上増加。
麦 8	1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて改善。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
麦 1	民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積の割合が5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積について、直近5年（5年遡る事が困難な場合は直近3年）の増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における利用率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって利用率を算出することも可とする。）について、直近5年（5年遡る事が困難な場合は直近3年）の平均値が100%以上。 114%以上・・・・・・・・・・5ポイント 110.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 107%以上・・・・・・・・・・3ポイント 103.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント
麦 2	裏作麦の作付拡大により麦の増産に取り組む地域において、事業実施地区における麦の作付面積に占める裏作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	事業実施地区における麦の作付面積のうち裏作麦の割合が6%以上。 17%以上・・・・・・・・・・5ポイント 14%以上・・・・・・・・・・4ポイント 11%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・・1ポイント

<p>表3</p>	<p>10a 当たり物財費を3%以上削減。</p> <p>7%以上 10ポイント</p> <p>6%以上 8ポイント</p> <p>5%以上 6ポイント</p> <p>4%以上 4ポイント</p> <p>3%以上 2ポイント</p>	<p>現状の10a 当たり物財費について</p> <p>都道府県平均値を15%以上下回る場合 . . . 5ポイント</p> <p>都道府県平均値を10%以上下回る場合 . . . 4ポイント</p> <p>都道府県平均値を5%以上下回る場合 . . . 3ポイント</p> <p>※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</p>
<p>表4</p>	<p>10a 当たり労働時間を3%以上削減。</p> <p>7%以上 10ポイント</p> <p>6%以上 8ポイント</p> <p>5%以上 6ポイント</p> <p>4%以上 4ポイント</p> <p>3%以上 2ポイント</p>	<p>現状の10a 当たり労働時間について</p> <p>都道府県平均値を30%以上下回る場合 . . . 5ポイント</p> <p>都道府県平均値を20%以上下回る場合 . . . 4ポイント</p> <p>都道府県平均値を10%以上下回る場合 . . . 3ポイント</p> <p>※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</p>
<p>表5</p>	<p>国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。</p> <p>2.0ポイント以上 10ポイント</p> <p>1.6ポイント以上 8ポイント</p> <p>1.2ポイント以上 6ポイント</p> <p>0.8ポイント以上 4ポイント</p> <p>0.4ポイント以上 2ポイント</p>	<p>国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。</p> <p>めん用品種の場合</p> <p>1.7ポイント以内 5ポイント</p> <p>2.5ポイント以内 4ポイント</p> <p>3.4ポイント以内 3ポイント</p> <p>4.3ポイント以内 2ポイント</p> <p>5.2ポイント以内 1ポイント</p> <p>・パン用品種の場合</p> <p>0.4ポイント以内 5ポイント</p> <p>1.5ポイント以内 4ポイント</p> <p>2.5ポイント以内 3ポイント</p> <p>3.6ポイント以内 2ポイント</p> <p>4.6ポイント以内 1ポイント</p>
<p>表6</p>	<p>事業実施地区における現状の県育成品種の作付面積の増加面積の割合が9%以上。</p> <p>15%以上 10ポイント</p> <p>13.5%以上 8ポイント</p> <p>12%以上 6ポイント</p> <p>10.5%以上 4ポイント</p> <p>9%以上 2ポイント</p> <p>※増加面積の割合の算定式</p> <p>増加面積割合＝（実施後の作付面積－実施前の作付面積）÷現状の小麦作付面積</p>	<p>現状の事業実施地区におけるパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上。</p> <p>25%以上 5ポイント</p> <p>21%以上 4ポイント</p> <p>17%以上 3ポイント</p> <p>13%以上 2ポイント</p> <p>9%以上 1ポイント</p>
<p>表7</p>	<p>単収を3%以上増加。</p> <p>15%以上 10ポイント</p> <p>12%以上 8ポイント</p> <p>9%以上 6ポイント</p> <p>6%以上 4ポイント</p>	<p>現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。</p> <p>107%以上 5ポイント</p> <p>105.5%以上 4ポイント</p>

	3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	104%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 101%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
表8	<p>事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて5ポイント以上改善。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 <p>事業実施年度の前7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・・・・・・・・・・ 10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・ 8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・ 6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・ 4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が60%以上</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 <p>5つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫耐性の強い新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗渠施工等排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・赤かび病防除の徹底 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組

豆

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
豆1	豆類の上位等級比率を50%以上とし、かつ、事業開始年前年から15ポイント以上向上。
豆2	豆類の契約栽培比率が事業開始年前年と比較して3ポイント以上向上。
豆3	豆類の単収が事業開始年前年と比較して増加。
豆4	豆類の作付面積が事業開始年前年と比較して増加。
豆5	豆類の10a当たり物財費を削減。
豆6	豆類の10a当たり労働時間を削減。
豆7	豆類の新品種（すずほまれ、すずろまん）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して増加。
豆8	豆類の上位等級の比率が現状と比較して向上。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
豆1	豆類の上位等級（1、2等）比率を50%以上とし、かつ、事業開始年前年から15ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して3ポイント以上。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
豆2	豆類の契約栽培比率が事業開始年前年（前5中3）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率が40%以上である場合に限る。） 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率が10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の地区の事業開始年前年の契約栽培比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
豆3	豆類の単収が事業開始年前年（前5中3）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の地区の事業開始年前年の単収（前5中3）が当該都道府県の平均単収（前5中3）と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 120.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 114.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

豆4	<p>豆類の作付面積が事業開始前年（前5中3）と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（前5中3）と比較して1%以上。</p> <p>45%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>35%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
豆5	<p>豆類の10a当たり物財費を6%以上削減。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
豆6	<p>豆類の10a当たり労働時間を7%以上削減。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
豆7	<p>豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「新品種」とは、独立行政法人や長野県の試験場において、平成10年以降に育成された豆類の品種をいう。</p>	<p>豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上増加。</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
豆8	<p>豆類の上位等級（1、2等）の比率が現状と比較して15ポイント向上。</p> <p>35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>現状の地区の事業開始前年の上位等級比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して3ポイント以上。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>

そば

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
そば1	契約取組による生産数量又は収穫面積の割合を増加。
そば2	10a当たりの生産コストを削減。
そば3	10a当たり労働時間を削減。
そば4	既存品種からより品質や収量の安定した新品種（信州ひすいそば）へ転換する作付面積の割合が増加

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
そば1	契約取組による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	事業実施地区における生産数量又は作付け面積のうち計約栽培の割合が30.0%以上 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 52.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 45.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 37.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
そば2	10a当たりの生産コストを5%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均(14,000円/10a)と比較して107%以下。 93%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 103%以下・・・・・・・・・・2ポイント 107%以下・・・・・・・・・・1ポイント
そば3	10a当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均(5h/10a)と比較して114%以下。 86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 93%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 107%以下・・・・・・・・・・2ポイント 114%以下・・・・・・・・・・1ポイント
そば4	既存品種からより品質や収量の安定した新品種へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加 25%ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 22.5%ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	既存品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 20%以下・・・・・・・・・・5ポイント 19%以下・・・・・・・・・・4ポイント 18%以下・・・・・・・・・・3ポイント 17%以下・・・・・・・・・・2ポイント 16%以下・・・・・・・・・・1ポイント

果樹

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
果樹 1	秀品その他品質の上位規格品の割合を増加。
果樹 2	全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品の割合を増加。
果樹 3	全出荷量又は全栽培面積のうち、県の振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合を増加。
果樹 4	当該品目の10 a 当たり収量を増加。
果樹 5	当該品目の生産コスト又は流通コストを縮減。
果樹 6	当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を縮減。
果樹 7	当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を増加。
果樹 8	当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を増加。
果樹 9	当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を増加。
果樹 10	当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を増加。
果樹 11	当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
果樹 1	当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
果樹 2	当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 28.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 19.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
果樹 3	当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。 ト以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

<p>果樹4</p>	<p>当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上 10ポイント 12%以上 8ポイント 9%以上 6ポイント 6%以上 4ポイント 3%以上 2ポイント *一つの取組みにおいて、本成果目標を選択した場合は、類別果樹5のうち「単位収量当たりの費用合計」及び類別果樹6のうち「単位数量当たりの労働時間」の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>現状の当該品目の10a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上 5ポイント 12%以上 4ポイント 9%以上 3ポイント 6%以上 2ポイント 3%以上 1ポイント</p>
<p>果樹5</p>	<p>当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 20%以上 10ポイント 16%以上 8ポイント 13%以上 6ポイント 9%以上 4ポイント 5%以上 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別果樹6の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別果樹4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上 5ポイント 17.3%以上 4ポイント 12.5%以上 3ポイント 7.8%以上 2ポイント 3.0%以上 1ポイント</p>
<p>果樹6</p>	<p>当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 33%以上 10ポイント 26%以上 8ポイント 19%以上 6ポイント 12%以上 4ポイント 5%以上 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別果樹5のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別果樹4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 20%以上 5ポイント 15%以上 4ポイント 10%以上 3ポイント 5%以上 2ポイント 3%以上 1ポイント</p>
<p>果樹7</p>	<p>当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上 10ポイント 12ポイント以上 8ポイント 9ポイント以上 6ポイント 6ポイント以上 4ポイント 3ポイント以上 2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別果</p>	<p>現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上 5ポイント 26.3%以上 4ポイント 18.5%以上 3ポイント 10.8%以上 2ポイント 3.0%以上 1ポイント</p>

	樹11の成果目標を選択することはできない。	
果樹8	当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
果樹9	当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
果樹10	当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
果樹11	当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別果樹5の成果目標を選択することはできない	※当該類別については、新規導入品目に限る

野菜・特用作物

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
野菜 1	当該品目の秀品その他品質の上位規格品の割合を増加。
野菜 2	当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜の割合を増加
野菜 3	当該品目の10 a 当たり収量を増加。
野菜 4	当該品目の生産コスト又は流通コストを縮減。
野菜 5	当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を縮減。
野菜 6	当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を増加。
野菜 7	当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を増加。
野菜 8	当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を増加。
野菜 9	当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を増加。
野菜 10	当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜 1	当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
野菜 2	当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0% 30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 23.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
野菜 3	当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別野菜4ののうち「単位収量当たりの費用合計」、類別野菜5ののうち「単位収量当たりの労働時間」の成果目標を選択することはできない。	現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
野菜 4	当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販	現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出

	<p>売経費（卸売手数料を除く。）を5%以上縮減。</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>17%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別野菜5の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別野菜3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>荷・販売経費（卸売手数料を除く。）が全国又は県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>160.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
野菜5	<p>当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。</p> <p>41%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別野菜4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別野菜3の成果目標を選択することはできない</p>	<p>現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は県の平均値に対して3.0%以上短い。</p> <p>24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
野菜6	<p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>33ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>26ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>19ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別野菜10の成果目標を選択することはできない</p>	<p>現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>48.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>37.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>26.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>15.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
野菜7	<p>当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。食向けの割合が5%以上。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。</p> <p>49%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>38%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>27%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
野菜8	<p>当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>	<p>現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>

	1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
野菜9	<p>当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
野菜 10	<p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%・・・・・・・・・・15ポイント</p> <p>40%・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>30%・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>20%・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別野菜6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>当該類別については、新規導入品目に限る。</p>

花き

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
花き 1	当該品目の秀品その他品質の上位規格品の割合を増加。
花き 2	当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の出荷割合を増加。
花き 3	当該品目の10 a 当たり収量を増加。
花き 4	当該品目の生産コスト又は流通コストを縮減。
花き 5	当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を縮減。
花き 6	当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を増加。
花き 7	当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を増加。
花き 8	当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を増加。
花き 9	当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を増加。
花き 10	当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
花き 1	<p>当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
花き 2	<p>当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を3ポイント以上増加。38%以上・・・・・・・・・・① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に供給している品種</p> <p>② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。）</p> <p>③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して県内の特定の生産者に限定して供給している品種</p> <p>ただし、リレー出荷している場合にあっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合を割合が10%以上。</p> <p>38%以上・・・・・・・・・・5ポイント 31%以上・・・・・・・・・・4ポイント 24%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
花き 3	<p>当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p>	<p>現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p>

	<p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別花き4の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
花き4	<p>当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別花き5の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別花き3の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、県の経営指標の目標値に対して120%以下。</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>105%以下・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>110%以下・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>115%以下・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>120%以下・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
花き5	<p>当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別花き4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別花き10の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、県の経営指標の目標値に対して120%以下</p> <p>100%以下・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>105%以下・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>110%以下・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>115%以下・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>120%以下・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
花き6	<p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
花き7	<p>当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。</p> <p>40ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 10ポイント</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 6ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が全国値に対して3ポイント以上高い。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>12ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>6ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>

花き 8	<p>当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を1ポイント以上増加。割合が5%以上。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
花き 9	<p>当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
花き 10	<p>当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%・・・・・・・・・・15ポイント</p> <p>40%・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>30%・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>20%・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別花き6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>

集出荷貯蔵施設・加工処理施設再編利用

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
施設 1	再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率が80%以上。
施設 2	再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率が10%以上
施設 3	産物販売単価指数を直近値の増加
施設 4	契約取引量指数を直近値より増加
施設 5	産物1kg当たり生産コストを直近値より低減

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	
施設 1	再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。 95%以上・・・・・・・・・・10ポイント 90%以上・・・・・・・・・・8ポイント 85%以上・・・・・・・・・・6ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント	
施設 2	再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設のコスト（利用料金）等（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出）の削減が10%以上。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント	
施設 3	産物販売単価指数を直近値の5%以上増加 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 140%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
施設 4	契約取引量指数を直近値より7以上増加 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	
施設 5	産物1kg当たり生産コスト（加工に要する費用の合計）を直近値の2%以上低減 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
飼料1	飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の県又は市町村平均と比較した割合が増加。
飼料2	受益地区や組織の単収の県又は市町村平均と比較した割合が増加。
飼料3	受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較した割合を削減。
飼料4	飼料給与する畜産農家の粗飼料の自給率を増加。
飼料5	受益農家における飼料コストが、直近の全国の数値の平均に対して削減。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
飼料1	組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が県又は市町村平均と比較して100%以上。 120%以上・・・・・・・・・・5ポイント 115%以上・・・・・・・・・・4ポイント 110%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント
飼料2	組織の単収の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	組織の単収が県又は市町村平均と比較して100.0%以上。 134.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 125.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 117.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
飼料3	組織の労働時間が県又は市町村平均と比較した割合を4ポイント以上削減。100%以下。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して100%以下。 64%以下・・・・・・・・・・5ポイント 73%以下・・・・・・・・・・4ポイント 82%以下・・・・・・・・・・3ポイント 91%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
飼料4	飼料給与する畜産農家の粗飼料の自給率を4ポイント以上増加。 24ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 14ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	飼料給与する畜産農家の粗飼料の自給率が県又は市町村平均と比較して100%以上。 130%以上・・・・・・・・・・5ポイント 124%以上・・・・・・・・・・4ポイント 112%以上・・・・・・・・・・3ポイント 106%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント
飼料5	受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（地域で算出された飼料コストの数値を用いても可。）の平均に対して0.5ポイント以上削減。 4.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント	受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（地域で算出された飼料コストを用いても可。）の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・3ポイント 99%以下・・・・・・・・・・2ポイント

	0.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
--	--------------------------	-----------------------